

第3部 次世代育成支援地域行動計画から継承する事業

子どもが伸びやかに育つまちづくり

- 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり
- 「生きる力」を育む教育の推進
- 子どもの人権の尊重
- 子どもの地域での活動を応援するまちづくり

子育ての喜びを感じられるまちづくり

- 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり
- 地域・世代間交流を進めるまちづくり
- 地域の子育ての場とネットワークづくり

すべての子育てで家庭を支援する地域づくり

- 子育て相談・情報提供体制の充実
- 子育て支援サービスの充実

働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実

- 保育サービスの充実

母と子の健康づくり

- 保健・医療体制の充実
- 母と子の健康づくり支援の充実
- 思春期保健対策の推進

支援が必要な子どもと家庭への支援の充実

- 子どもの虐待防止の取組の充実
- ひとり親家庭等の自立支援
- 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実

第4部 計画の推進体制

計画の推進

市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

各分野での取組

- 市民の役割
- 家庭の役割
- 教育等の役割
- 地域の役割
- 企業の役割
- 行政の役割

計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証します。また、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

この計画は、本市の附属機関である「青梅市子ども・子育て会議」において、平成25年11月に実施した子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果や、青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会での意見、パブリックコメントなど広く市民の方の意見をお聴きし、策定したものです。



青梅市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日 平成26年12月

発行者 青梅市

編集 青梅市子ども家庭部

住所 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL 0428-22-1111 FAX 0428-22-3508

概要版

青梅市 子ども・子育て 支援事業計画

次代を担う子どもをみんなで育むまち

平成26年12月

青梅市

第1部 総論

1 青梅市子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

国では、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする『子ども・子育て関連3法』を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートとなります。

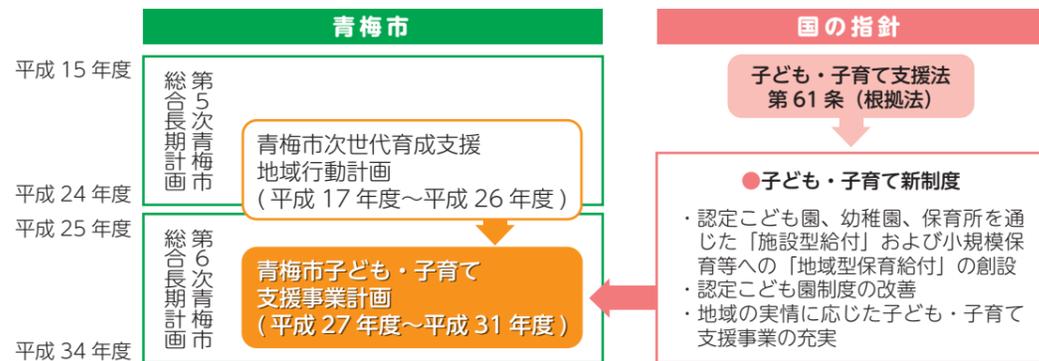
本市では平成27年4月からの新制度への移行に伴い、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。また、これまで実施してきた「次世代育成支援地域行動計画」にもとづいた施策は、今後も子育て支援施策と密接にかかわることから、その関連部分を本計画に盛り込んでいます。

「子ども・子育て支援法」の基本理念

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

計画期間と位置づけ

本計画の期間は、法律にもとづき平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



2 子ども・子育てを取り巻く状況

●人口の推移●

＜総人口と年少人口の推移＞

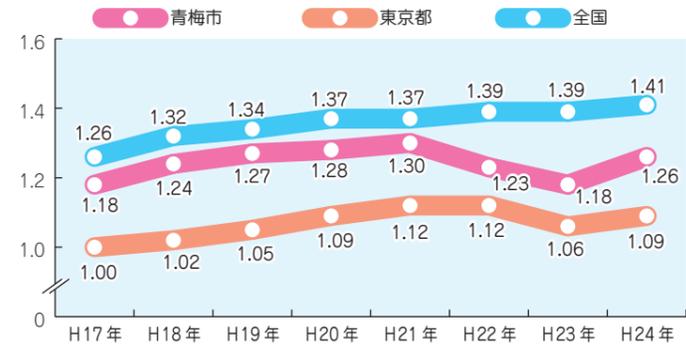


青梅市の人口は減少傾向にあり、14歳以下の人口も減少しています。平成26年1月現在、総人口に占める14歳以下の人口割合は12.2%となっています。

資料：町丁別年齢別人口集計表 (各年1月1日)

●少子化の動向●

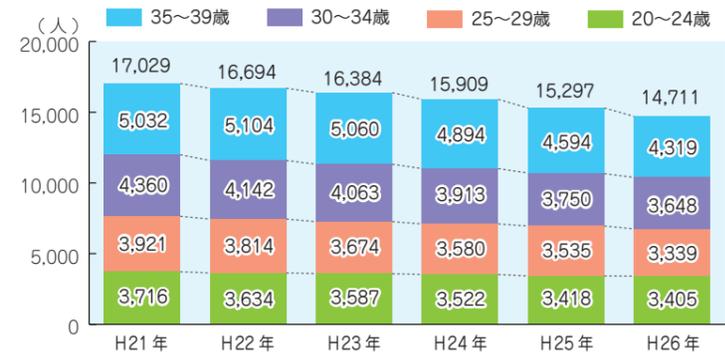
＜合計特殊出生率の推移＞



合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）は、平成24年では1.26に上昇し、東京都を上回っていますが、全国の1.41に比べると大きく下回っています。

資料：東京都人口動態統計

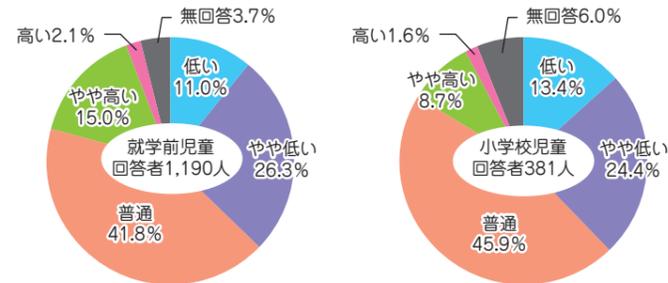
＜若年女性人口の推移＞



子どもを産み育てる可能性が高い若年女性の人口の推移は、左図のとおりであり、減少傾向が顕著なことが分かります。

資料：東京都人口動態統計

●青梅市の子育ての環境や支援に対する満足度●



本市の子育ての環境や支援に対する満足度は、「低い」と「やや低い」を合わせると、就学前児童の保護者で37.3%、小学校児童（1～4年生）保護者で37.8%となっており、子育て支援に関する諸施策を充実することが求められています。

資料：平成25年度青梅市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

第2部 子ども・子育て支援のための事業

1 子ども・子育て支援施策の展開

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども(保育の必要性なし)	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所・認定こども園 地域型保育

幼稚園・幼児園

平成 26 年度の現状

- 幼稚園：6 園
- 幼児園：1 園

広範囲に園バスを運行させ、園児の利用促進を図ります。
幼稚園に認定こども園への移行情報を提供し、新制度への的確な対応を促します。

学校教育法にもとづく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

	現状	推計	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 31 年度
①利用者推計総数	1,105 人	1,189 人	989 人
②確保提供総数	1,471 人	1,471 人	1,471 人
差異(②-①)	366 人	282 人	482 人

認可保育所等

平成 26 年度の現状

- 東部地域：25 園
- 西部地域：4 園
- 北部地域：2 園

バスステーションの実施に向けて計画的に取り組みます。
保育所の増改築工事を適宜行います。

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

	現状	推計	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 31 年度
①利用者推計総数		2,930 人	2,499 人
2号認定		1,656 人	1,371 人
3号認定(0歳)		337 人	304 人
3号認定(1・2歳)		937 人	824 人
②確保提供総数	3,205 人	3,225 人	3,276 人
2号認定	1,931 人	1,935 人	1,940 人
3号認定(0歳)	286 人	291 人	319 人
3号認定(1・2歳)	988 人	999 人	1,017 人
差異(②-①)		295 人	777 人

認定こども園

平成 26 年度の現状

- 東部地域：
地方裁量型 1 園

需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。

保護者の労働の有無にかかわらず入園でき、幼児教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。

	現状	推計	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 31 年度
確保提供総数	38 人	38 人	38 人
2号認定	16 人	16 人	16 人
3号認定(0歳)	6 人	6 人	6 人
3号認定(1・2歳)	16 人	16 人	16 人

地域型保育

- 小規模保育事業・・・ 国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた施設において、満3歳未満の子どもを、少人数（6～19名以下）単位で預かる事業です。
- 家庭的保育事業・・・ 保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。
- 事業所内保育事業・・・ 企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住している子どもの受け入れも行う保育施設です。
- 居宅訪問型保育事業・・・ 保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

平成 26 年度の現状

- 東部地域：
小規模保育事業 1 施設
家庭福祉員 5 人 定員 19 人

グループ型小規模保育事業を需要の状況に応じ、事業者からの申請にもとづき、設置します。
新たな家庭福祉員の認定や、補助員の増員により、定員を増やします。

利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

専門的な相談人の配置について要綱の整備等を行うとともに、相談員の研修、配置、利用者支援を実施していきます。

地域子育て支援拠点事業

平成 26 年度の現状

- 東部地域：
子育てひろば 14 か所
支援事業 9 か所
- 西部地域：
子育てひろば 2 か所
支援事業 2 か所
- 北部地域：
子育てひろば 1 か所
支援事業 1 か所

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。子育て支援に関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施を行っています。

子育て支援センター「はぐはぐ」、永山ふれあいセンター「キッズぱーく」、青梅こども未来館「にこにこ広場」、畑中保育園「すこやか」、各保育所での子育てひろば、各市民センターで行われる幼児と親のための教室と体育館開放事業を行っています。

	現状	推計	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 31 年度
①利用者推計総数	9,177 人回/月	9,036 人回/月	8,021 人回/月
②確保提供総数	17,249 人回/月	17,249 人回/月	17,249 人回/月
差異(②-①)	8,072 人回/月	8,213 人回/月	9,228 人回/月

事業の積極的な広報活動を行い、利用者の声を取り入れるなど、ホームページを充実します。

乳児家庭全戸訪問事業

平成 26 年度の現状

- 民生・児童委員
および
市担当職員で対応

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

養育支援訪問事業

平成 26 年度の現状

- 1 事業者に委託

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

新生児訪問事業

平成 26 年度の現状

- 保健師 4 人
および
訪問指導員 6 人

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な事項の指導を目的として、生後 28 日未満の新生児を対象に保健師等が訪問する事業です。

未熟児訪問事業

平成 26 年度の現状

- 保健師 4 人

早期産や低出生体重で生まれた赤ちゃんは、生理的に未熟で、また、心や体の発達も正期産児に比べ遅れることも少なくないため、保健師が家庭を訪問し、育児支援を行います。

子育て短期支援事業

平成 26 年度の現状

- 市内乳児院・児童養護施設に委託し、年末年始の3日間を除き毎日実施

保護者が生後 57 日目から小学校就学前の子どもを一時的に家庭で養育できない場合、宿泊を伴い原則 7 日間を限度に利用できる事業です。

	現状	推計	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 31 年度
①利用者推計総数	316 人日/年	363 人日/年	312 人日/年
②確保提供総数	1,086 人日/年	1,086 人日/年	1,086 人日/年
差異(②-①)	770 人日/年	723 人日/年	774 人日/年

一時預かり事業（保育所等）

平成 26 年度の現状

- 東部地域：認可保育所 7園
認定こども園 1園
家庭福祉員
- 西部地域：認可保育所 1園

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育所等で未就学児を一時的に預かる事業です。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合も利用できます。

保育所施設整備実施園に一時預かりの実施について協議していきます。
現在実施している園の増築により、定員を増加します。

一時預かり事業（幼稚園）

平成 26 年度の現状

- 充足しています。

幼稚園の預かり保育を充実させます。

一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター等）

平成 26 年度の現状

- ファミリー・サポート・センター事業
利用会員 534人
提供会員 172人
両方会員 7人

ファミリー・サポート・センター事業の提供会員を増員します。

延長保育事業

通常の保育時間の前後に、保育所が在所児を預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

平成 26 年度の現状

- 東部地域：全園 30分延長 4施設、1時間延長 10施設、2時間延長 11施設
- 西部地域：全園 30分延長 3施設、1時間延長 1施設
- 北部地域：全園 30分延長 1施設、1時間延長 1施設

病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する施設です。

平成 26 年度の現状

- 東部地域：病後児保育室 1施設

保育所等に入室してなくても利用できるにします。
利用者の利便性を考慮して、ファミリー・サポート・センターの利用を検討します。

学童保育事業（放課後児童クラブ）

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

平成 26 年度の現状

- 東部地域：11 小学校
- 西部地域：3 小学校
- 北部地域
小曾木地区：1 小学校
- 北部地域
成木地区：1 小学校

利用希望者が多く待機児童が発生しているため、既存の施設を利用した拠点方式の開所を検討します。待機児童を対象に、8月に夏休み学童保育事業を実施します。

	現 状	推 計	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 31 年度
①利用者推計総数	1,312人	2,005人	2,034人
低学年(1～3年生)	1,307人	1,421人	1,386人
高学年(4～6年生)	5人	584人	648人
②確保提供総数	1,374人	1,390人	1,695人
低学年(1～3年生)	1,370人	1,390人	1,695人
高学年(4～6年生)	4人	0人	0人
差異(②-①)	62人	-615人	-339人

ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織です。

実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

多様な主体が参画することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

児童虐待防止ネットワーク事業

青梅市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るとともに、児童福祉専門員等による研修会を開催する事業です。



2 その他関連施策

産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう環境を整備します。また、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に情報提供を行うとともに、相談支援事業の充実に向け取り組みます。

児童虐待防止対策の充実

都が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

都が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

労働者の職業生活と家庭生活との両立

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう雇用環境の基盤整備を図ります。

障害児施策の充実等

都が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

子育て世代の保護者負担の軽減

施設職員に対する支援